

全建労発第41号
令和7年11月13日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎篤男
〔公印省略〕

建設技能者等のリスクリングに活用できる支援制度について(周知依頼)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、令和7年5月9日付け事務連絡(以下「事務連絡」という。)により、ご案内したところですが、会員企業等へのより積極的な活用が図られるよう、事務連絡の別添資料を抜粋して重点化しましたので、改めて周知の程、お願い致します(別添1)。

また、特に「人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)」(事務連絡別添p9)については、より活用が図られるよう、活用事例等を含めた詳細な資料を添付致しました。

添付資料別添3の活用事例では、

- ・ BIM/CIM 研修受講による建設生産・管理システムの効率化
 - ・ ドローン講習による出来型管理、工程管理の効率化
 - ・ 建設ディレクター育成による現場技術者の書類作成業務の負担軽減と長時間労働削減
- を紹介しています。

併せて、当助成金は、訓練経費や訓練期間中の経費等の一部を助成するものですが、中小企業の助成率が75%、大企業でも60%と高く、また、1事業所1年度当たりの助成限度額も1億円と非常に手厚い助成金となっています。

つきましては、別添2及び3の資料につきましても、会員企業等へのより積極的な活用が図られるよう、周知の程、よろしくお願い致します。

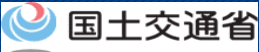
添付資料一覧

- 別添1「令和7年5月9日付け事務連絡「建設技能者等のリスクリングに活用できる支援制度」について(周知依頼)」の別添資料抜粋
- 別添2「人材開発支援助成金(事業展開等リスクリング支援コース)」リーフレット
- 別添3「人材開発支援助成金活用事例(事業展開等リスクリング支援コース)」

(担当:労働部 山崎(直)・浜崎)

支援制度を活用したリスキリングをご検討ください！(抜粋)別添1

～CCUS能力評価に必要な資格を取得して賃金アップ～



○ 厚生労働省では、建設技能者のリスキリングに活用できる支援制度を多数用意しています。

○ これらの制度を使えば、CCUSの各レベルに必要な多くの資格取得にもつながります。

【各レベルで主に求められる資格】
レベル2：特別教育、技能講習 レベル3：1級技能士、施工管理技士 レベル4：登録基幹技能者

○ 所属会社への支援制度や技能者本人への支援制度もありますので、積極的に活用してください。

教育訓練給付金

<制度の概要>
厚生労働大臣が指定する講座を主体的に受講・修了した技能者本人への支援

<主な支援内容>
受講費用の
最大80%（年間上限64万円）

<取得につながる資格の例>

- ・電気工事士
- ・測量士・測量士補
- ・玉掛技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習
- ・土木施工管理技士

※令和7年10月より教育訓練休暇給付金が創設。

より詳しい情報はP4～7へ

人材開発支援助成金 （建設業向け）

<制度の概要>
技能者に認定職業訓練や技能実習を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>
経費助成：**最大90%**
賃金助成：**最大11,405円／日**

<取得につながる資格の例>

- ・安衛法による特別教育
- ・安衛法による技能講習
- ・能開法による技能検定（技能士）
- ・建業法による登録基幹技能者

より詳しい情報はP8へ

人材開発支援助成金 （全業種向け）

<制度の概要>
技能者にその職務や事業展開・DX・GXに必要な技能習得の訓練を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>
経費助成：**最大75%**
賃金助成：**最大960円／1時間**

<取得につながる資格の例>

- ・クレーン技能講習
- ・1級技能士
- ・ドローン操縦士

より詳しい情報はP9へ

各支援制度を活用したい場合の相談先など

教育訓練給付金

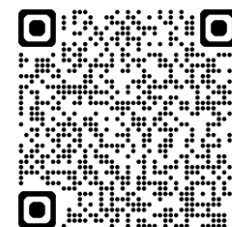
相談先：最寄りのハローワーク

関係HP：[教育訓練給付制度 | 厚生労働省](#)
[ハローワーク | 厚生労働省](#)

【教育訓練給付制度】



【ハローワーク】



人材開発支援助成金 (建設業向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[建設事業主等に対する助成金 ホームページ](#)
[建設事業主等に対する助成金 パンフレット](#)

【ホームページ】



【パンフレット】



人材開発支援助成金 (全業種向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[人材開発支援助成金（全業種向け）ホームページ](#)

【ホームページ】



教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・ 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・ 受講費用の40%（上限20万円） ・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・ 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	3,220 講座	1,016 講座	12,341 講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔 民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等 〕

（注）講座数は令和7年4月時点、受給者数は令和5年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給(※1)

- ※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%(年間上限56万円)を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は受講費用の40%(上限20万円)を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給(※2)

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)

職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)

キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)

専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)

短時間の職業実践力育成プログラム
(人文科学・人文)

短時間のキャリア形成促進プログラム
(文化教養関係)

修士・博士
履修証明
科目等履修生

教育訓練給付金の建設業界に親和性の高いと思われる指定講座の例 (令和7年4月1日時点)

●専門実践

【業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程】

測量士補	5講座
電気工事士	4講座
測量士	1講座
建築士	1講座

【専門学校での職業実践専門課程】

土木・建築	36講座
-------	------

●特定一般

【業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程】

大型自動車第一種免許	168講座
中型自動車第一種免許	97講座
準中型自動車第一種免許	56講座
大型自動車第二種免許	49講座
普通自動車第二種免許	35講座
大型特殊自動車免許	28講座
けん引免許	17講座
無人航空機操縦士	15講座
宅地建物取引士資格試験	7講座
フォークリフト運転技能講習	5講座
玉掛技能講習	4講座
第二種電気主任技術者試験 (一次・二次総合)	3講座
小型移動式クレーン技能講習	2講座
高所作業車運転技能講習	2講座
車両系建設機械運転技能講習	1講座

●一般

【輸送・機械運転関係】

大型自動車第一種免許	2,449講座
中型自動車第一種免許	1,767講座
準中型自動車第一種免許	838講座
大型特殊自動車免許	678講座
大型自動車第二種免許	590講座
普通自動車第二種免許	437講座
けん引免許	373講座
フォークリフト運転技能講習	300講座
無人航空機操縦士	238講座
小型移動式クレーン技能講習	80講座
玉掛技能講習	74講座
車両系建設機械運転技能講習	69講座
高所作業車運転技能講習	50講座
床上操作式クレーン技能講習	27講座
中型自動車第二種免許	19講座
移動式クレーン運転士免許	13講座
クレーン・デリック運転士免許	7講座
不整地運搬車運転技能講習	4講座
ショベルローダー等運転技能講習	1講座

【営業・販売サービス関係】

宅地建物取引士資格試験	100講座
-------------	-------

【事務関係】

建設業経理検定	※民間資格	7講座
---------	-------	-----

【技術関係】

建築士	65講座
土木施工管理技術検定	52講座
建築施工管理技術検定	50講座
管工事施工管理技術検定	21講座
電気主任技術者試験	14講座
電気工事施工管理技術検定	12講座
電気工事士試験	7講座
建設機械施工管理技術検定	7講座
電気通信工事担任者試験	6講座
測量士・測量士補	4講座
造園施工管理技術検定	4講座
技術士（建設部門）	2講座
電気通信工事施工管理技術検定	2講座
給水装置工事主任技術者試験	2講座
建築設備士	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
危険物取扱者	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
舗装施工管理技術者資格試験	2講座
消防設備士	1講座
高圧ガス製造保管責任者試験	1講座
建築物環境衛生管理技術者試験	1講座

人材開発助成金(建設業向け)の概要

コース名	対象	助成内容	助成率・助成額	賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合(※1)
建設労働者認定訓練コース	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成 (例)木造建築科、とび科、屋根施工科、左官・タイル施工科 など	経費助成(訓練を実施した場合)： 助成対象経費の16.7% 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 3,800円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 4,800円/日・人
建設労働者技能実習コース	・中小建設事業主、中小建設事業主団体(※支給対象：男性・女性労働者) ・中小以外の建設事業主、中小以外の建設事業主団体(※支給対象：女性労働者のみ)	・安衛法による特別教育(例)アーク溶接、電気取扱、特定粉じん、ロープ高所 など ・安衛法による安全衛生教育(例)クレーン、ガス溶接、玉掛け など ・安衛法による教習及び技能講習(例)クレーン、車両系建設機械、足場組立、有機溶剤 など ・能開法による技能検定試験のための事前講習(例)造園、とび、左官、型枠施工 など ・建設業法による登録基幹技能者講習(例)電気工事、鳶・土工、基礎工など などを実施した場合について助成	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 75% 賃金助成 8,550円/日・人 <9,405円/日・人>(※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 7,600円/日・人 <8,360円/日・人>(※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 60% 3. 中小建設事業主団体： 経費助成 80% 4. 中小以外の建設事業主団体： 経費助成 66.7%	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 90% 賃金助成 10,550円/日・人 <11,405円/日・人>(※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 9,350円/日・人 <10,110円/日・人>(※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 75%

※1 ①又は②の場合に、助成率等を加算。①訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合(賃金要件)／②資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合(資格等手当要件)

※2 <>内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額。

人材開発支援助成金（全業種向け）の概要（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支 給 対 象 と な る 訓 練 等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1	60% (45%) ※1	－	－
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70%※2	85%※2	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			－	－	30万円	36万円	－	－
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	－	75% (60%)	－	－	－
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	－	75%	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	－	－	60% (45%)	75% (60%)	－	－
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	－	－	45%	60%	－	－
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	－ ※5 (1,000円)	20万円	24万円	－	－
	教育訓練短時間勤務等制度		－	－	20万円	24万円	－	－
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7			1,000円 (500円)	－	75% (60%)	－	－	－

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

新規事業展開やDX推進等の人材育成に 「人材開発支援助成金」が活用できます ～「事業展開等リスキング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

助成金の詳細
はこちら →



訓練

- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練**で、**以下のいずれかに該当する訓練**であること

- i. 企業において**事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得**をさせるための訓練
- ii. 事業展開は行わないが、事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得**をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの内容を記載した「事業展開等実施計画」（様式第1～3号）を職業訓練実施計画届と併せて提出する必要があります。取り組み内容を整理し、具体的な記載ができるよう、事前に準備をお願いします。

注：「事業展開」は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施する予定のものまたは6か月以内に実施したもの**である必要があります。

[参考] 事業展開の例：新商品や新サービスの開発、製造、提供または販売を開始する 等

デジタル・DX化の例：ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた 等

グリーン・カーボンニュートラル化の例：農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した 等

助成率・助成額

① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	1,000円	500円	1億円

② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注1：e-ラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

注2：定額制サービスによる訓練の経費助成限度額は、受講者1人1月あたり2万円です。

例)新規事業のための人材育成を行った場合

課 題

1年後に先端技術(IoTや画像AI)を活用した安全監視のためのシステムを設計・開発・販売する事業を新たに立ち上げたいが、現在に対応できる人材が足りない。

実施訓練

- 訓練コース
AI技術の基礎および応用
- 訓練内容
AIの基礎知識、機械学習等の訓練
訓練時間：30時間（7.5時間×4日間）
訓練経費：25万円／1人
4人受講する場合：100万円／4人

助成内容・成果

[助成率・額]

経費助成：75%（中小企業）

賃金助成：1時間あたり1,000円（中小企業）

[左記の訓練内容の場合の例]

●経費

経費助成：75万円（25万円×75%×4人）

賃金助成：12万円（30時間×1,000円×4人）

●成果

無事に新規事業を立ち上げることができ、新技術を活用した新製品や新サービスの開発、製造等を開始することができた。

助成金受給のための手続きの流れ

Step 0

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定・自社の労働者に対する周知

- 事業内職業能力開発計画に基づき、職業訓練実施計画を作成する
- 作成した必要書類を訓練開始日の6か月前から1か月前までの間に管轄労働局に提出する

■主な提出書類

所定の様式	・ 職業訓練実施計画届 ・ 事業展開等実施計画 ・ 対象労働者一覧 など
添付書類	・ 訓練内容を確認できるカリキュラム など

Step 2
訓練実施

- 職業訓練実施計画に基づき訓練を実施する
- 支給申請までに、訓練にかかった経費全額を支払う

- 訓練終了日の翌日から2か月以内に、必要書類を管轄労働局に申請する

■主な提出書類

所定の様式	・ 支給申請書、賃金助成の内訳等助成額を算定した書類 ・ OFF-JT実施状況報告書 など
添付書類	・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書の写しなど） ・ 事業主が訓練費用を負担したことを確認できる振込通知書 ・ 出勤簿、タイムカード、賃金台帳の写し など

Step 3
支給申請
(最寄りの労働局へ)

[各都道府県労働局の助成金申請窓口]

■URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

■スマホはこちら→



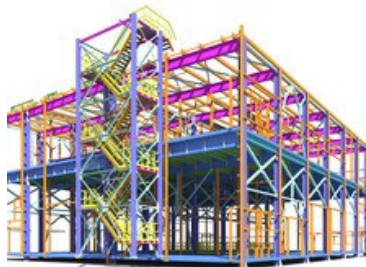
事業展開等リスキリング支援コース：BIM/CIM活用

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：27名

業種：建設業（総合工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

これまで2次元図面を用いてクライアントにプレゼンを行っていたが、わかりやすさと3D-CADの普及により、クライアント先から3次元立体図面によるプレゼンを求められるようになった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

BIM/CIMを導入し、3次元モデルを活用して、建設生産・管理システム（調査・計画、設計、工事、維持管理の工程）においてより具体的なイメージをもって確認・提案作業を行えるようにして、業務効率化を目指す。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- ・ 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- ・ 受講コース：施工BIM/CIM総合研修
- ・ 訓練時間：20時間
- ・ 訓練内容：i-ConstructionにおけるBIM/CIM活用の実務習得

助成金のコース

事業展開等リスキリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(大企業60%)

賃金助成 1,000円(大企業500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 施工BIM/CIM総合研修：440,000円
(220,000円×2人、税込み)
- 2 訓練時間に対する賃金助成：1,000円/h

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：330,000円
(220,000円×75%×2人)

2 賃金助成：40,000円 (20h×1,000円×2人)

支給総額 370,000円

訓練の効果

従業員2名が施工BIM/CIM総合研修を受講したことにより、計画・設計段階から3次元モデルの活用が可能となったため、維持管理を前提とした設計の提案が可能となるなど、建設生産・管理システムの効率化が図られた。

今後の展開

中小企業において、効率的で質の高い建設生産・管理システムの構築は必須であり、今後も可能な限り多くの従業員に受講させたい。

人材開発支援助成金活用事例

事業展開等リスティング支援コース：ドローン操縦

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：36名

業種：建設業（設備工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

建設業界において、人手不足の中で業務の効率化が求められ、ドローンによる測量や施工管理等が進んでいる。当社も作業効率化のために導入必須の状況となった。これまでは費用面で1名のみの受講を考えていたが複数名の受講を検討出来るようになった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

ドローンを導入することにより、全体的な出来栄確認等可能になることで出来形管理、工程管理の効率化を図る。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：ドローン技能講習及び安全運航管理者講習コース
- 訓練時間：28時間
- 訓練内容：ドローンの飛行に必須となる法令の知識やドローンの機体の点検方法、シミュレーターを使うなどの飛行訓練を受講し、ドローン操縦民間資格を取得する

助成金のコース

事業展開等リスティング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 1 ドローン講座：198,000円（1人分、税込み）
- 2 訓練時間に対する賃金助成（中小企業：1,000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：297,000円

（受講料等（受験料を含む）×75%×2名）

2 賃金助成：56,000円（28h×1,000円×2名）

支給総額 353,000円

訓練の効果

業務にドローンを導入することができたため、工事の全般的な出来栄の確認が可能となり工程管理が効率化された。また公共工事の工事成績評定で創意工夫の加点が期待できている。

今後の展開

ICT施工を進めていく上で、助成金活用によりドローン技能はもとより、その他の技能取得も検討できるようになり、業務効率化とともに計画的に人材育成に取り組んでいきたい。

人材開発支援助成金活用事例

事業展開等リスティング支援コース：建設ディレクター育成

会社概要

企業規模：中小企業

従業員数：129名

業種：建設業（総合工事業）



助成金を活用するに至った背景事情

建設現場における現場技術者の書類作成業務の負担による長時間労働が課題となっていたことから、デジタル技術を活用した建設現場の書類作成支援を行うこととした。このため、当該業務に必要な知識を身につけるための訓練の受講が必要となった。

企業におけるデジタル・DXの取組内容

建設現場担当者以外でも作成可能な書類も多いことから、ITスキルに加えて建設業の知識を持った人材を育成し、社内の働き方改革を推進する。

人材開発支援助成金の活用

教育訓練の内容

- 教育訓練機関：外部教育訓練機関
- 受講コース：建設ディレクター育成講座
- 訓練時間：24時間
- 訓練内容：建設業の書類作成等の事務に必要なIT技術（工事写真の加工やクラウドデータ管理方法等）及び施工管理手順や各種書類作成等の建設業における基礎知識の習得。

助成金のコース

事業展開等リスティング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる訓練を実施した場合に、助成が受けられる訓練メニューです。

助成率・額

<OFF-JT>

経費助成 75%(60%)

賃金助成 1,000円(500円)/h

助成金の額（1企業当たり）

助成金の対象となる経費、賃金助成

- 建設事務担当者育成講座：
1,320,000円（4人分。税込み）
- 訓練時間に対する賃金助成
（中小企業：1,000円/h）

支給額

<OFF-JT>

1 経費助成：990,000円

（受講料等（受験料を含む）×75%）

2 賃金助成：96,000円（96h×1,000円）

支給総額 1,086,000円

訓練の効果

訓練を通じて建設事務に必要なITスキルと知識を習得したことで、建設現場の書類作成業務等を行うことが可能となり、業務効率化や生産性の向上、現場の長時間労働の是正が図られた。

今後の展開

建設現場の書類作成支援等において、訓練により習得した知識やスキルを効果的に活用し、現場支援業務を積極的に推進していく。